

今月のQ&A

2010年11月

インフラストラクチャーの保全管理

インフラストラクチャーの保全管理

－ 質問者 アメリカ品質学会会員 ジョウル・マグナス

ある外部からの審査員の言うには、「ISO の6.3 により、工場内部の資機材搬送用のトラック、冷暖房設備、空調設備などの保全管理もすべて審査の対象になる」とのことです。本当にそうなのでしょうか？

この質問についてお応えします。

まず、「インフラストラクチャー」という言葉の意味は、通常は、電気、都市ガス、上下水道、通信回線のことですが、会社の管理のうえでは、製造設備、施設も加えるべきでしょう。

設備、施設は、「インフラストラクチャー」と称するかどうかに関係なく、会社の大事な財産ですから、ISOなどに規定されていなくてもキチンと管理すべきものです。大体、設備は高い代金を投資して導入したものですから、大切に長持ちするように、しかも効率的かつ安全に使用しなければなりません。製造設備と作業環境の管理は会社の生産管理上では必須のことです。そういう趣旨を1992年の1月から6月までの日本規格協会の雑誌「標準化と品質管理」の連載記事に設備の管理という項目を設けて書いたことがありました。しかし、相当の大企業も含めてほとんどの会社で、経理上の資産管理だけ丁寧に行っているにも関わらず、肝心の保全管理はいい加減でした。

「そんなもの何のため？」とか、「考えたことすらない」、「ISO に書いてないのに何故要るのか」という会社がかかなり多く見受けられました。経費面をうるさくいうことだけが「管理」と思っていたからでしょう。

工場内部の機材搬送用のトラック、フォークリフト、その他の搬送用機器も、製造設備と同様に当然、定期点検と日常点検を必要な限りで実施しなければなりません。故障による損害の防止と、安全確保のためです。その管理の範囲は規定書に明記して、そのとおりに実施していればよいことです。規定書に書いてあれば審査の対象になりますが、まじめに実施していれば何ら問題はないでしょう。

冷暖房設備、空調設備は、クリーンルームや試験室のように温度の管理を要する部署では厳重に管理しなければなりません。動力、ガス類、油類、純水、薬液等の供給設備、廃液の排出設備なども生産活動に直接関係しますから、同様です。ものによっては、性能の監視、温度や圧力の監視も必要でしょう。ただし、どの分も、必要な限りです。それ以外の場合は、管理は自由で、「常識」の範囲にまかせるものです。こういったものの管理は、いずれもISOの項目とは関係なく、あくまで会社としての必要性によるもので、これらを上手に管理して故障を未然に防止すれば、かなりのコスト削減ができます。しかし、質問に出てきた審査員のよう、トラックや冷暖房設備の類の保全管理がすべて審査の対象になるというのは正しい解釈とはいえません。生産工程に影響を与えるとは限らないからです。それでも、文書でこまかく規定していれば、審査の対象になり得ます。

以上